

【フラット35】 制度改正のお知らせ

令和8年
4月以降
資金実行分から

融資限度額を引上げ

足下の物価高に伴う住宅価格の上昇に対応するため、
融資限度額を引き上げました。

	改正前	改正後
融資限度額	8,000万円	1億2,000万円

*1 既に8,000万円以下で借入申込みをされた方で引上げ後の融資限度額の適用を希望される方は、取扱金融機関までご相談ください。なお、既に借入申込みをされた方がお借入れ金額の増額を希望される場合は、変更後の申込内容に基づき、融資の再審査が必要となりますのでご注意ください。

*2 1億円を超えるお借入れを希望される方が団体信用生命保険のご加入を希望される場合は、改めて団体信用生命保険の申込手続が必要となります。

令和8年
4月以降
物件検査
申請分から

一戸建て住宅における床面積の基準を緩和

住まい選びや生活スタイルの多様化に対応するため、
一戸建て住宅（新築・中古）の床面積の基準を緩和しました。

	改正前	改正後
一戸建て住宅の床面積 (連続建て※1住宅および重ね建て※2住宅を含む)	70㎡以上	50㎡以上

*共同建て住宅(マンション等、2戸以上の住宅で廊下、階段、広間などを共用する建て方)の床面積の基準は、現行どおり30㎡以上です。

*1 共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方

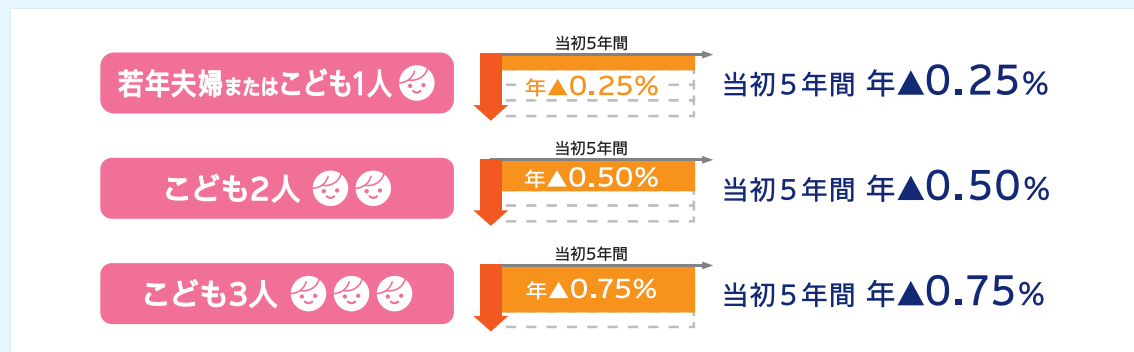
*2 共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を上に乗る建て方

【フラット35】借換融資でも

【フラット35】子育てプラスが利用可能に

全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、
借換融資でも【フラット35】子育てプラスが利用できるようにしました。

【フラット35】子育てプラスは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して、こどもの人数等に応じて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



*1 その他の金利引下げメニューは利用できません。

*2 【フラット35】から【フラット35】への借換で、借換前に【フラット35】子育てプラスによる金利引下げが適用されていた場合、借換後に【フラット35】子育てプラスの利用ができないことがあります。

【フラット35】
について詳しくはこちら
<https://www.flat35.com>



【フラット35】子育てプラス
について詳しくはこちら
<https://www.flat35.com/loan/lineup/flat35kosodate-plus/index.html>



【フラット35】借換融資
について詳しくはこちら
<https://www.flat35.com/loan/karikaie/index.html>

